

報告第 12 号

平成23年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、平成23年度盛岡市一般会計

平成 23 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	通信対策事業	16,663,000	16,662,900
		国土調査事業（補助）	2,652,000	2,651,210
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	348,225,000	348,225,000
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	119,389,000	119,388,000
	4 災害救助費	東北地方太平洋沖地震復興推進事業	740,000	740,000
4 衛生費	3 保健所費	保健所管理運営事業	760,000	760,000
6 農林費	1 農業費	農業生産対策事業	61,544,000	61,544,000
		農山漁村活性化プロジェクト支援事業	210,661,000	210,661,000
7 商工費	1 商工費	商店街活性化支援事業	5,000,000	5,000,000
		大型観光キャンペーン事業	4,490,000	4,490,000
		広域観光推進事業	1,700,000	1,700,000
		盛岡ブランド推進事業	310,000	310,000
8 土木費	2 道橋りょう路費	岩手公園開運橋線道路整備事業	96,574,000	96,574,000
		洞清水中村線道路整備事業	13,904,000	13,904,000
		舟田一本木線道路整備事業	16,050,000	16,050,000
		谷地頭線道路整備事業	115,536,000	115,536,000
		津志田白沢線道路整備事業	3,000,000	3,000,000
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	100,800,000	100,800,000
		東中野門線道路整備事業	48,950,000	48,950,000
		南仙北一丁目道明線道路整備事業	7,000,000	7,000,000
		新幹線側道 2 号線道路整備事業	58,700,000	58,095,000
		東中野 14 号線道路整備事業	7,924,000	7,924,000
		下田生出線道路整備事業	21,471,000	21,471,000

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
15,062,000		700,000		900,900
	1,988,407			662,803
	116,000,000	232,200,000		25,000
	106,123,000		13,265,000	
	740,000			
				760,000
	49,231,000		6,176,000	6,137,000
	210,661,000			
	5,000,000			
	4,490,000			
	1,700,000			
	310,000			
	58,600,000	24,000,000	6,000,000	7,974,000
	7,647,000	5,600,000		657,000
	11,235,000	3,600,000		1,215,000
	63,545,000	51,900,000		91,000
	1,650,000	1,300,000		50,000
	55,440,000	45,300,000		60,000
	15,083,000	32,000,000		1,867,000
	3,850,000	2,800,000		350,000
	31,982,000	23,000,000		3,113,000
	4,358,000	3,200,000		366,000
	11,809,000	9,100,000		562,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額*	
8 土木費	2 道橋りょう路費	厨川駅地下自由通路整備事業	329,744,000	329,744,000	
		下太田上太田5号線外1路線道路整備事業	1,280,000	1,280,000	
		本町通二丁目線上田四丁目線道路整備事業	68,593,000	68,593,000	
	3 河川費	準用河川改良事業	12,971,000	12,970,872	
		都市基盤河川改良事業	75,341,000	75,340,912	
	4 都市計画費	都市景観形成建築指導事業	86,310,000	86,310,000	
		道明地区土地区画整理事業	93,264,000	93,264,000	
		都南中央第三地区土地区画整理事業	138,930,000	138,930,000	
		太田地区土地区画整理事業	270,276,000	268,816,000	
		梨木町上米内線街路事業	294,738,000	294,738,000	
		明治橋大沢川原線街路事業	53,126,000	53,126,000	
		盛岡駅南大橋線街路事業	164,611,000	164,611,000	
		盛岡駅青山線街路事業	30,309,000	30,309,000	
		明治橋山岸線街路事業	109,575,000	109,575,000	
		上厨川厨川五丁目線街路事業	21,915,000	5,420,000	
		盛岡駅長田町線街路事業	18,464,000	18,464,000	
		都市公園整備事業	23,100,000	23,100,000	
		盛岡南地区都市開発整備事業	1,923,000	1,922,550	
		鉄道利用促進対策事業	8,000,000	8,000,000	
		5 住宅費	市営住宅リフォーム事業	53,625,000	15,175,000
	公営住宅建設事業		7,880,000	6,905,600	
	10 教育費	1 教育総務費	復興教育支援事業	8,846,000	8,845,000
		3 中学校費	厨川中学校校舎改築事業	481,794,000	481,793,000
城東中学校校舎改築事業			240,554,000	240,554,000	
城西中学校校舎改築事業			274,631,000	274,631,000	
厨川中学校屋内運動場耐震整備事業			19,303,000	19,303,000	
4 高等学校費	復興教育支援事業	989,000	989,000		

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	164,872,000	156,600,000		8,272,000
	704,000	500,000		76,000
	37,726,000	30,100,000		767,000
	4,324,000			8,646,872
	36,614,000	34,800,000		3,926,912
	34,437,000	38,900,000		12,973,000
	42,405,000	46,300,000		4,559,000
	56,595,000	74,700,000		7,635,000
	143,731,000	112,800,000		12,285,000
	132,614,000	160,600,000	1,023,400	500,600
	29,220,000	23,900,000		6,000
	72,875,000	91,700,000		36,000
		30,300,000		9,000
		109,500,000		75,000
		5,300,000		120,000
	18,464,000			
	11,550,000	10,300,000		1,250,000
	800,000	900,000		222,550
	4,000,000			4,000,000
675,000		14,500,000		
6,905,600				
	8,845,000			
	61,210,000	301,000,000		119,583,000
	100,802,000	132,800,000		6,952,000
	62,523,000	205,600,000		6,508,000
	10,868,000	5,300,000		3,135,000
	989,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 教育費	6 社会教育費	松園地区公民館整備事業	54,596,000	54,596,000
		志波城跡保存整備事業	8,771,000	8,567,000
		志波城跡用地取得事業	5,527,000	5,527,000
	7 保健体育費	好摩地区体育施設整備事業	62,594,000	62,591,250
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	7,739,000	7,739,000
		東北地方太平洋沖地震災害復旧事業	4,834,000	4,675,000
	4 文教施設災害復旧費	東北地方太平洋沖地震災害復旧事業	54,800,000	54,767,500
計			4,350,996,000	4,292,608,794

平成24年6月19日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		47,200,000		7,396,000
	4,283,000	3,200,000		1,084,000
	4,422,000			1,105,000
		59,400,000		3,191,250
	5,085,000	2,500,000		154,000
				4,675,000
	32,200,000			22,567,500
22,642,600	1,843,600,407	2,133,400,000	26,464,400	266,501,387

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 13 号

平成23年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 23 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	支出負担行為額	左 の 内 訳		
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	
8	土木費	4 都市計画費	盛岡駅青山線街路事業	40,055,000	33,435,000	6,620,000
			梨木町上米内線街路事業	48,991,000	45,881,000	3,110,000
11	災害復旧費	4 文教施設災害復旧費	東北地方太平洋沖地震災害復旧事業	3,465,000		3,465,000
		計		92,511,000	79,316,000	13,195,000

平成24年 6 月 19 日 提出

により，平成23年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源	
円	円	円	円	円	
	6,620,000		5,900,000	720,000	代替地の取得に不測の日数を要したことによる。
	3,110,000		2,800,000	310,000	代替地の取得に不測の日数を要したことによる。
	3,465,000		2,425,000	1,040,000	地質調査に不測の日数を要したことによる。
	13,195,000		11,125,000	2,070,000	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 14 号

平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成23年度盛岡市後

平成 23 年度 盛 岡 市 後 期 高 齢 者 医 療

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	2 徴収費	徴収事務	円 5,908,000	円 5,908,000

平成24年 6 月 19 日 提出

期高齢者医療費特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

費特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円 5,908,000

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 15 号

平成23年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成23年度盛岡市

平成 23 年度 盛 岡 市 下 水 道
 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,586,418,000	2,415,811,196	157,056,500
計			2,586,418,000	2,415,811,196	157,056,500

平成24年6月19日提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	
70,800,000	78,457,750	7,798,750	13,550,304	0	計画の策定、関係機関との協議等に不測の時間を要したことによる。
70,800,000	78,457,750	7,798,750	13,550,304	0	

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その 2 工事	契約金額「 185, 498, 250円」を 「 185, 976, 000円」に改める。	平成24年 3 月23日

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立厨川中学校校舎改築（建築主体） 第 2 期工事	契約金額「 742, 488, 600円」を 「 746, 164, 650円」に改める。	平成24年 3 月29日

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立厨川中学校校舎改築（機械設備） 第 2 期工事その 2	契約金額「 210, 161, 700円」を 「 210, 393, 750円」に改める。	平成24年 3 月29日

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月 19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工事件名	変更内容	専決処分年月日
盛岡市立厨川中学校校舎改築（電気設備） 第 2 期工事	契約金額「 147, 250, 950円」を 「 150, 372, 600円」に改める。	平成24年 3 月 29日

報告第 20 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び盛岡市しらたき工房条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 3 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び盛岡市しらたき工房条例の一部を改正する条例

（盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の 2 第 2 号中「第 5 条第13項」を「第 5 条第12項」に改める。

（盛岡市しらたき工房条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市しらたき工房条例（昭和49年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第12条第 1 項第 3 号中「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

都市計画法の規定に基づく地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 3 月30日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

都市計画法の規定に基づく地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法の規定に基づく地区計画等の原案の提示方法及び意見の提出方法に関する条例（昭和56年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第10条の 3」を「第10条の 4」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 4 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金24,413円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 2 月17日盛岡市下鹿妻字西田地内において、市道下鹿妻17号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 4 月 9 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 8,295円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 2 月27日盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 4 月25日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金77,712円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 2 月28日盛岡市山岸四丁目 1 番 1 号ミネルバマンションの駐車場において、市有車が幅寄せしたところ駐車車両に接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 4 月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金19,250円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 3 月27日盛岡市上田字松屋敷地内において、市道本町通二丁目小鳥沢 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月 19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月 1 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 9,975円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 3 月 7 日盛岡市永井20地割37番地15内において、市道留場 5 号線で市有車が後退したところフェンスに接触し損傷させたことによる。

報告第 27 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員給与支給条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例

盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第12条の 2 第 2 号中「岩手県市町村職員互助会」を「一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月 19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月 14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 493,574円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月 4 日盛岡市月が丘三丁目11番 1 号地内において、市営観武台住宅の屋根が飛散したことにより、相手方の居宅ガラス窓、車両及びカーポートを損傷させたことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 5,012円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月 6 日盛岡市上太田字沼館地内において、市道舟場橋 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月14日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 192,675円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月 6 日盛岡市西見前 8 地割地内において、市道鯉沢線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月22日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金34,650円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月30日盛岡市愛宕町 8 番 1 号岩手県警察本部愛宕宿舎において、市有車が後退したところフェンスに接触し、フェンス支柱を損傷したことによる。

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月23日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金76,740円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 4 月 4 日盛岡市下太田下川原地内において、市道下太田94号線を自動車で走行中、道路上のマンホールと車両底部が接触し車両を損傷したことによる。

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成24年 6 月19日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 5 月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
氏名
- 2 損害賠償の額 金 122,601円也
- 3 損害賠償の原因

平成24年 5 月10日盛岡市役所敷地内において、市有車が相手方の車両に衝突し損傷させたことによる。